

令和元年12月25日 (水)

## 令和元年第13回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、令和元年第13回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島  
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと  
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、9番：松岡日出雄委員、10番：砂川寛裕委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議  
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明  
と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ  
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は11件でございます。  
受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から11番は、別紙参考資料1ページから11ページの調査書のと  
おり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし  
ております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番から4番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

**田名委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、更竹病院の南東200mに位置し、譲受人は、サトウキビ栽培農家です。機械等も所有しています。

受付番号2番から4番は関連しますので説明します。場所は、更竹病院東側の信号機の北側に位置し、譲受人は農業規模拡大でサトウキビ栽培農家です。機械等も所有しています。

**議長**：次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

**仲里委員**：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、JA 下地支店から東側に位置し、譲受人は野菜栽培農家です。機械等は兄弟の機械等を所有します。

受付番号6番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場東側の宮星牧場の隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

**官平推進委員**：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、メイクマン駐車場東側に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地を植え付けするとのことです。

**議長**：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**渡真利推進委員**：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、下地線の創価学会南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

**新城推進委員**：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、宮古製糖工場の西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。機械等も所有しています。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、友利集落の北側500mに位置し、譲受人は野菜栽培と畜産経営農家で採草地の植え付けです。機械等も所有しています。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、佐和田集落の北側に位置し、譲受人は養蜂と野菜栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、5件でございます。受付番号12番から16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号12番から16番は、別紙参考資料12ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

**仲里委員**：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、下地体育館から北側200mに位置し、譲受人は野菜栽培農家ですが、サトウキビ栽培も行うとの事です。

**議長**：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

**仲里委員**：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、狩俣集落から南側に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地の植え付けです。

**議長**：次に受付番号14番と15番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

**宮平推進委員**：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、宮古家畜市場南側に位置し、譲受人は養蜂と野菜栽培農家です。

受付番号15番の説明をいたします。場所は、JA野菜出荷場から西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員**：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、城辺庁舎北側に位置し、譲受人は葉たばこ農家です。

**議長**：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

**委員**：質疑なし

**議 長**：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号12番から16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員**：異議なし

**議 長**：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長**：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題としますが、伊良部2区・前泊芳男推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

#### 《伊良部2区推進委員退室》

**議 長**：それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局**：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は6件でございます。受付番号17番から22番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号17番から22番は、別紙参考資料17ページから22ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員**：質疑なし

**議 長**：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号17番から22番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題としますが、この議案にも伊良部2区・前泊芳男推進委員に関する事項がありますので、引き続き一時退席のまま進行します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、7件でございます。  
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、北中学校と県営北団地間に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員をお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、中休みファミリーマートから宮古製糖工場向けに位置し、譲受人はサトウキビ農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員をお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場から東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長：**次に受付番号4番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明については、事務局よりお願いいたします。

**砂川事務局：**

受付番号4番から7番の説明に関しては、参考資料を参照して下さい。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、11番委員

**喜屋武委員：**

受付番号6番と7番の集積計画一括方式を説明して下さい。

**砂川事務局：**

はい説明します。これは、集積計画と配分計画を一括して行うということです。

**議 長：**ほかに質疑ありませんでしょうか

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。では、伊良部2区推進委員の入室・着席を認めます。

#### 《伊良部2区推進委員入室・着席》

**議 長：**次に、日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農用地利用集積計画（所有権移転）は8件でございます。  
受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：**ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、熱帯植物園の南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号2番から3番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号2番と3番の説明をいたします。場所は、南静園から島尻集落向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**渡真利推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、徳州会病院の南側350に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は、加治道の水源地の隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、高千穂公民館の東側に位置し、譲受人はハーバスターも所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長：**次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

**前泊推進委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は、伊良部空港の西側に位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培農家です。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：**休憩します。

**議 長：**次に、日程第5議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**川満事務局：**

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。受付番号1番と2番を説明いたします。

（ 内容省略 ）

以上、受付番号1番と2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を2番委員にお願いします。

**久保委員**：

現地調査の報告をいたします。令和元年12月10日に、調査員として4番：玉元委員、芳山会長、事務局の川満次長、上原主任、仲間さん6人で現地調査を行いました。日程として、午前10時から午後3時30分まで現地調査、午後3時40分から午後4時まで事務局にて調整会議を行い、調査結果として違反等は特に見受けられませんでした事を報告します。4条申請3件、5条申請15件、合計18件の調査内容です。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場敷地の北西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

**議 長**：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、15番委員

**仲里委員**：

備考欄の一時転用と参考資料の資材置場の確認をお願いします。

**川満事務局**：

申請は一時転用ですけど、参考資料の資材置場は()書きに記入する件ですので、訂正します。

**議 長**：ほかに質疑ありませんでしょうか

**委 員**：質疑なし

**議 長**：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員**：異議なし

**議 長**：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮國集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、集落接続周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第6議案第5号農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合法のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を2番委員にお願いします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下地線陸運事務局の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第7議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、15件でございます。受付番号1番から15番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から15番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を事務局にお願いします。

上原事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、砂川集落の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、16番委員

砂川委員：

集落の同意等が取られているのであれば、良いと思います。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号2番の説明いたします。場所は、長間集落の丸国アルミ北側500mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、13番委員

田名委員：

地域の同意等も取られているので良いと思います。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、シギラベイゴルフ場管理棟の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団既存施設の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、ホテルブルズベイ向かいに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地土地改良既存施設の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、来間小学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、学校敷地と連なった集落内の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、下地線川平建設事務所の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、三和自動車学校向かいに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種住居地区域内と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、バイパス線ファミリーマート南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、東急エメラルドゴルフ場周辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他雑種地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、池田冷凍の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他2種段差・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、15番委員

仲里委員：

この物件は、先月も上がった物件ですけど、どうなっているのか。

上原事務局：

前回申請しましたコンビニエンスストアは削除して、今回はホテル建設でありますので、これが最後の申請となります。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮國集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、中休み交差点の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団既存施設の周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、清掃センターの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、鏡原中学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、相棟数の街区を規正している区域の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、北中学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。 はい、15番委員

仲里委員：

この件は、一時転用ですよね。一時転用後（3年後）の復元の件について、現場の状況等を写真付きできちんと確認してほしいです。

上原事務局：

復元については、パトロール・資料等により、確認をします。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の非農地証明願いは4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。現場のパトロールで確認し、現地は雑木等が生い茂り農地としては不向きであることを確認しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。現場のパトロールで現地は表土が浅く、岩や石が多く畑としては不向きであると確認しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

下地事務局：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古島気象台南西に位置し、雑木等が生い茂り農地として使用できない状況である。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、市営豊原団地の北側に位置し、土地改良事業の残地としての状態で畑として使用されたことがない状況である。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第9議案第8号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地局長：

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）の議案の朗読を読み上げ、委員・推進委員の決議を得る。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第8号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。  
はい、15番委員

仲里委員：

このような農業委員総会等におけるタブレットの導入をお願いします。

上地局長：

財政課との予算要求時において、予算の確保に取り組みします。

砂川委員：

一時転用については、一時転用の約束事をきちんと確認・確保してほしいです。

議 長：ほかに発言・意見等はありませんでしょうか

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、令和元年第13回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和元年12月25日（水）

会 長 芳 山 辰 巳  
9 番 委 員 松 岡 日出男  
10 番 委 員 砂 川 寛 裕

